

地方独立行政法人天王寺動物園 監事監査規程

令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「地独法」という。）の規定に基づき地方独立行政法人天王寺動物園（以下「法人」という。）における監事の職務及び監事が行う監査に関し必要な事項を定め、法人の業務の適法かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第 2 条 監査は、前条の目的を達成するために必要な事項について行うものとする。

(本規程の整備に対する監事の関与)

第 3 条 法人は、本規程の整備に対する監事の関与を確保するものとする。

(理事長との定期的な会合)

第 4 条 監事は、理事長との定期的な会合を実施する。

- 2 監事は、理事長との常時意思疎通を確保するため、必要と認めるときは、いつでも理事長との意見交換を求めることができる。

(監事の事務補助)

第 5 条 監事は、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 監査の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、監査を行うに当たり、知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 3 法人は、第 1 項の規定による補助職員に関し、監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与等、業務上の独立性の確保、その他監事の職務が適切に執行できるような態勢を取らなければならない。

(監事の義務)

第 6 条 監事は、監査を行うに当たり、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

- 2 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

その職務を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の協力義務)

第7条 監事を除く役員及び職員は、監事（第3条に規定する監査の事務を補助する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(監査の区分)

第8条 監査の区分は、業務監査及び会計監査とする。

(監査事項)

第9条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規程等の実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 予算の執行に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (6) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (7) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(監査計画)

第10条 監事は事業年度毎に年度監査計画を作成し、理事長に報告するとともに、法人の各部局に通知するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りではない。

(監査の方法)

第11条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。ただし、監事が必要と認めるときは、監事が適当と認める方法により監査を行うことができる。

(監査結果の報告)

第12条 監事は、監査の結果を文書により設立団体の長及び理事長に報告するものとする。

(監査意見に基づく措置)

第13条 理事長は、前条の規定による監事の報告に基づき改善すべきであると認める事項がある場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の改善措置及び結果について、監事に報告するものとする。

(理事会等への出席)

第 14 条 監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べることができる。

(役員及び職員への質問等)

第 15 条 監事は、必要に応じて監事を除く役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役職員は、監事及び補助職員から文書提出又は説明を求められた場合、応答しなければならない。

(財産調査等)

第 16 条 監事は、役職員に対して、事務及び事業の報告を求めること、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(内部監査部門との連携)

第 17 条 監事は、内部監査担当部門と緊密な連携を保ち、当該部門から内部監査結果等の情報提供を受けるものとする。

(意見の提出)

第 18 条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大阪市長に意見を提出することができる。

(事故又は異例の事態の報告)

第 19 条 業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、関係責任者は、すみやかに文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。